

東京都行政書士会渋谷支部相談員に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、東京都行政書士会渋谷支部が実施又は協力する相談会（以下「相談業務等」という。）における相談員の登録及び相談員に関する事項を定める。

(新規登録の申込み)

第2条 相談員になろうとする者（以下「登録希望者」という。）は、別紙様式第1号に必要事項を記入し、支部長まで申し込むものとする。

(登録基準)

第3条 登録希望者は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- 一 東京都行政書士会渋谷支部会員であること
- 二 支部総会及び支部活動に、積極的に参加する意思があること
- 三 申込日から過去5年以内に、行政書士に関する法令規則に違反し処分を受けていないこと
- 四 東京都行政書士会会費及び支部会費の滞納がないこと
- 五 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと
- 六 支部役員2名の推薦を受けていること

(登録の決定)

第4条 支部長は、登録希望者から申込みがあったときは、前条各号に定める登録基準を満たしていることを確認し、支部役員会に報告する。

- 2 支部長は、支部役員会の承認を得た登録希望者を、相談員として登録する。
- 3 前項の登録を受けた者のうち、登録時点において行政書士登録から1年を経過していない者は、相談員登録時から6月間を研修期間とする。
- 4 前項に定める研修期間中は、行政書士登録から1年を経過した相談員と共に相談業務等を担当する。

(相談員の任期および更新)

第5条 相談員の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

- 2 相談員から書面による辞退の申出がない場合は、相談員の任期は自動的に更新するものとする。

(登録の抹消)

第6条 支部長は、相談員が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消する。

- 一 東京都行政書士会渋谷支部会員でなくなったとき
- 二 行政書士に関する法令規則に違反し処分を受けたとき
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき

(登録の取消し)

第7条 支部長は、相談員が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- 一 相談員から登録辞退の申出があったとき
- 二 東京都行政書士会会費及び支部会費を6月以上滞納したとき
- 三 申込書に虚偽の記載があったと判明したとき
- 四 その他、行政書士の信用又は品位を害するような行為がみられる等の理由により相談員の登録取消しが適当と支部役員会で認められたとき

(相談員の再登録)

第8条 前条により登録を取り消された者が再び登録を希望する場合は、第2条ないし第4条に定める手続きを経なければならない。

(相談員の責務)

第9条 相談員は、相談業務等の依頼を受けたときは、これを誠実に行わなければならない。

- 2 相談員は、相談業務等の際に知り得た情報や資料等を他者に漏らしてはならない。
- 3 相談員は、支部研修会に積極的に参加し、常に自己の研鑽に励み、能力向上に努めなければならない。
- 4 相談員は、支部が実施する相談員連絡会に参加するよう努めなければならない。
- 5 相談員は、相談業務等の終了後、支部長へ業務の状況を報告しなければならない。

(相談員の日当)

第10条 相談員の日当は、東京都行政書士会渋谷支部役員行動費等支給規程に基づき支給する。

(その他)

第11条 本規程に定めなき事項は、支部役員会において決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 本規程は、平成27年11月5日より施行する。

(経過措置)

- 2 本規程施行時において相談員である者は、第2条ないし第4条第1項、第2項に定める手続きを経たものとする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

相談員新規登録申込書

東京都行政書士会渋谷支部 支部長 殿

私は、東京都行政書士会渋谷支部相談員の新規登録を希望いたしますので、登録を申し込みます。

また、申込みにあたり、東京都行政書士会渋谷支部相談員に関する規程及び「無料相談会相談担当のしおり」を確認し、その内容を遵守することを誓約します。

記 入 日： 平成 年 月 日

(ふりがな)
氏 名：

職印

(日本行政書士連合会) 登録年月日 登録番号	(昭和・平成) 年 月 日 登録 第 号
事務所所在地	〒
事務所電話番号	
メールアドレス	
主な取扱い業務	
推薦人氏名 (支部役員 2 名)	1 2